

平成27年度普通交付税及び臨時財政対策債発行可能額の決定について  
(市町村分)

1 概要

- ・普通交付税額は3,055億円(対前年度比29億円、0.9%の減)
- ・普通交付税と臨時財政対策債発行可能額の合計は、4,115億円(対前年度比143億円、3.4%の減)
- ・不交付団体は苅田町のみ(昭和50年度以降41年連続)
- ・全国市町村分の普通交付税は、対前年度比0.5%の減、普通交付税と臨時財政対策債発行可能額の合計は3.0%の減

(単位:百万円、%)

区分	平成27年度			平成26年度 (当初算定)			増減額 C - F G	増減率 G / F H
	普通 交付税 A	臨時財政 対策債 B	A + B C	普通 交付税 D	臨時財政 対策債 E	D + E F		
	政令市	76,553	66,163	142,717	78,142	74,322		
市	164,875	30,215	195,090	166,768	32,771	199,538	▲ 4,448	▲ 2.2
町村	64,092	9,578	73,669	63,521	10,249	73,770	▲ 101	▲ 0.1
市町村計	305,520	105,956	411,476	308,430	117,342	425,773	▲ 14,297	▲ 3.4

(注) 端数処理により、数値が合わないことがある。

【参考】算定に係る主な増減要因

① 基準財政需要額

「人口減少等特別対策事業費」の創設に伴う増、臨時財政対策債償還費の増、子ども・子育て支援新制度の実施に伴う指定都市・中核市の負担割合の変更による減

② 基準財政収入額

地方消費税率の引上げによる地方消費税交付金の増、固定資産税(償却資産)の増、市町村民税(所得割)の増

## 2 主な改正点及び特徴

### (1) 「人口減少等特別対策事業費」の創設

平成27年度の地方財政計画に計上された「まち・ひと・しごと創生事業費」に対応し、「人口減少等特別対策事業費」が普通交付税の費目に創設された。

算定は、人口を基本とした上で、「取組の必要度」及び「取組の成果」を反映。人口増減率、転入者人口比率、年少者人口比率などの数値が、算定額の割増しに用いられる。

【県内市町村分算定額 147億円：取組の必要度116億円、取組の成果31億円】

### (2) 市町村合併による行政区域の広域化を反映した算定

平成の合併により、市町村の面積が拡大する等市町村の姿が大きく変化したことを踏まえ、平成26年度に引き続き支所の財政需要を合併団体の一本算定（新団体で算定した額）に加算。

消防費及び清掃費について、標準団体の面積の見直しに伴う単位費用の見直しや人口密度等による需要の割増しを行った。

### (3) 子ども・子育て支援新制度に係る負担割合の変更に伴う減少

指定都市・中核市及びこれらが存在する道府県にあっては、平成27年4月から子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、私立保育所の運営費等に係る指定都市・中核市と道府県の負担割合が変更されることにより減となった。

※ 負担割合の変更

・平成26年度 国：指定都市・中核市 = 1/2 : 1/2

・平成27年度 国：県：指定都市・中核市 = 1/2 : 1/4 : 1/4

【県内市町村分影響額 ▲68億円】

## 3 増減率が大きな団体

普通交付税と臨時財政対策債発行可能額の合計額の前年度に対する増減率が大きな団体は以下のとおり

### (1) 増加率の大きな団体と主な理由

新宮町 7.9% 人口増に伴い「取組の成果」が高く算定されたこと及び地域振興費の増による需要額の増等

水巻町 5.8% 「人口減少等特別対策事業費」の算定による需要額の増等

吉富町 5.6% 「人口減少等特別対策事業費」の算定による需要額の増等

※「人口減少等特別対策事業費」の人口増減率が全国平均より低いと「取組の必要度」が高く、人口増減率の伸びが全国の伸びより高いと「取組の成果」が高く割増しされる。

### (2) 減少率の大きな団体と主な理由

粕屋町 ▲11.3% 地方消費税交付金及び市町村民税（所得割）の増による収入額の増等

糸島市 ▲7.8% 地方消費税交付金の増による収入額の増等

久留米市 ▲7.7% 地方消費税交付金の増による収入額の増、子ども・子育て支援新制度の負担割合の変更に伴う需要額の減等

※消費税増税は、平成26年4月1日に実施されているが、増税分が市町村へ交付されるまでにタイムラグがあり、平成27年度において、ほぼ平年度化されることから、全市町村において大幅な収入額の増となっている。

## 平成27年度普通交付税決定額及び臨時財政対策債発行可能額一覧表

(単位：百万円、%)

市町村名	27年度 普通交付税+ 臨時財政対策 債発行可能額 A	26年度 普通交付税+ 臨時財政対策 債発行可能額 B	増減率 (A-B)/B	市町村名	27年度 普通交付税+ 臨時財政対策 債発行可能額 A	26年度 普通交付税+ 臨時財政対策 債発行可能額 B	増減率 (A-B)/B
北九州市	78,305	83,238	▲ 5.9	芦屋町	2,229	2,155	3.4
福岡市	64,411	69,226	▲ 7.0	水巻町	2,783	2,630	5.8
大牟田市	13,804	13,387	3.1	岡垣町	2,729	2,762	▲ 1.2
久留米市	24,545	26,593	▲ 7.7	遠賀町	1,659	1,683	▲ 1.4
直方市	5,656	5,882	▲ 3.8	小竹町	1,830	1,761	3.9
飯塚市	17,204	17,274	▲ 0.4	鞍手町	2,303	2,278	1.1
田川市	7,383	7,228	2.1	桂川町	1,956	1,940	0.8
柳川市	9,179	9,357	▲ 1.9	筑前町	4,068	4,186	▲ 2.8
八女市	12,908	13,595	▲ 5.0	東峰村	1,370	1,319	3.8
筑後市	3,640	3,905	▲ 6.8	大刀洗町	2,015	2,030	▲ 0.7
大川市	3,672	3,716	▲ 1.2	大木町	1,518	1,500	1.2
行橋市	4,993	5,099	▲ 2.1	広川町	1,791	1,803	▲ 0.7
豊前市	3,338	3,403	▲ 1.9	香春町	2,068	2,031	1.8
中間市	5,283	5,365	▲ 1.5	添田町	2,990	2,895	3.3
小郡市	3,900	4,043	▲ 3.5	糸田町	2,061	2,005	2.8
筑紫野市	4,874	5,106	▲ 4.5	川崎町	3,256	3,156	3.2
春日市	5,389	5,362	0.5	大任町	1,838	1,786	2.9
大野城市	4,311	4,411	▲ 2.3	赤村	1,217	1,169	4.1
宗像市	8,167	8,315	▲ 1.8	福智町	5,639	5,640	0.0
太宰府市	4,282	4,288	▲ 0.1	苅田町	0	0	-
古賀市	3,851	3,772	2.1	みやこ町	4,330	4,324	0.1
福津市	5,668	5,709	▲ 0.7	吉富町	1,219	1,154	5.6
うきは市	5,816	5,642	3.1	上毛町	2,335	2,432	▲ 4.0
宮若市	4,098	4,185	▲ 2.1	築上町	3,882	3,948	▲ 1.7
嘉麻市	9,862	9,914	▲ 0.5				
朝倉市	7,424	7,256	2.3				
みやま市	6,448	6,545	▲ 1.5				
糸島市	9,394	10,187	▲ 7.8				
那珂川町	2,799	2,888	▲ 3.1				
宇美町	2,895	3,036	▲ 4.7				
篠栗町	2,792	2,945	▲ 5.2				
志免町	2,406	2,399	0.3				
須恵町	2,260	2,362	▲ 4.3				
新宮町	1,131	1,048	7.9				
久山町	686	683	0.5				
粕屋町	1,617	1,822	▲ 11.3				
				大都市計	142,717	152,464	▲ 6.4
				26市計	195,090	199,538	▲ 2.2
				32町村計	73,669	73,770	▲ 0.1
				58市町村計	268,759	273,308	▲ 1.7
				60市町村計	411,476	425,773	▲ 3.4

※ 端数処理により計が合わないことがある。

## 平成27年度普通交付税決定額一覧表

(単位：百万円、%)

市町村名	27年度 普通交付税 決定額 A	26年度 普通交付税 決定額 B	増減率 (A-B)/B	市町村名	27年度 普通交付税 決定額 A	26年度 普通交付税 決定額 B	増減率 (A-B)/B
北九州市	47,939	49,935	▲ 4.0	芦屋町	2,006	1,922	4.4
福岡市	28,615	28,207	1.4	水巻町	2,369	2,216	6.9
大牟田市	11,951	11,388	4.9	岡垣町	2,295	2,284	0.5
久留米市	19,669	21,372	▲ 8.0	遠賀町	1,353	1,343	0.8
直方市	4,753	4,864	▲ 2.3	小竹町	1,681	1,610	4.4
飯塚市	15,048	14,989	0.4	鞍手町	2,029	1,992	1.8
田川市	6,597	6,443	2.4	桂川町	1,759	1,735	1.4
柳川市	8,185	8,276	▲ 1.1	筑前町	3,591	3,668	▲ 2.1
八女市	11,752	12,298	▲ 4.4	東峰村	1,296	1,245	4.1
筑後市	2,942	3,118	▲ 5.6	大刀洗町	1,788	1,789	▲ 0.1
大川市	3,121	3,111	0.3	大木町	1,300	1,272	2.2
行橋市	3,998	4,038	▲ 1.0	広川町	1,488	1,480	0.5
豊前市	2,873	2,904	▲ 1.0	香春町	1,891	1,843	2.6
中間市	4,671	4,694	▲ 0.5	添田町	2,797	2,700	3.6
小郡市	3,066	3,099	▲ 1.1	糸田町	1,922	1,864	3.1
筑紫野市	3,381	3,481	▲ 2.9	川崎町	2,997	2,899	3.4
春日市	3,919	3,811	2.8	大任町	1,719	1,663	3.4
大野城市	2,863	2,801	2.2	赤村	1,147	1,099	4.4
宗像市	6,753	6,749	0.1	福智町	5,255	5,233	0.4
太宰府市	3,240	3,141	3.2	苅田町	0	0	-
古賀市	2,942	2,804	4.9	みやこ町	3,931	3,906	0.6
福津市	4,860	4,850	0.2	吉富町	1,093	1,029	6.2
うきは市	5,288	5,101	3.7	上毛町	2,168	2,248	▲ 3.6
宮若市	3,484	3,484	0.0	築上町	3,562	3,599	▲ 1.0
嘉麻市	9,177	9,194	▲ 0.2				
朝倉市	6,382	6,165	3.5				
みやま市	5,838	5,891	▲ 0.9				
糸島市	8,122	8,701	▲ 6.7				
那珂川町	2,117	2,147	▲ 1.4				
宇美町	2,418	2,493	▲ 3.0				
篠栗町	2,374	2,483	▲ 4.4				
志免町	1,744	1,679	3.9				
須恵町	1,899	1,952	▲ 2.7				
新宮町	647	579	11.8				
久山町	454	441	2.9				
粕屋町	1,002	1,111	▲ 9.8				
				大都市計	76,553	78,142	▲ 2.0
				26市計	164,875	166,768	▲ 1.1
				32町村計	64,092	63,521	0.9
				58市町村計	228,967	230,288	▲ 0.6
				60市町村計	305,520	308,430	▲ 0.9

※ 端数処理により計が合わないことがある。

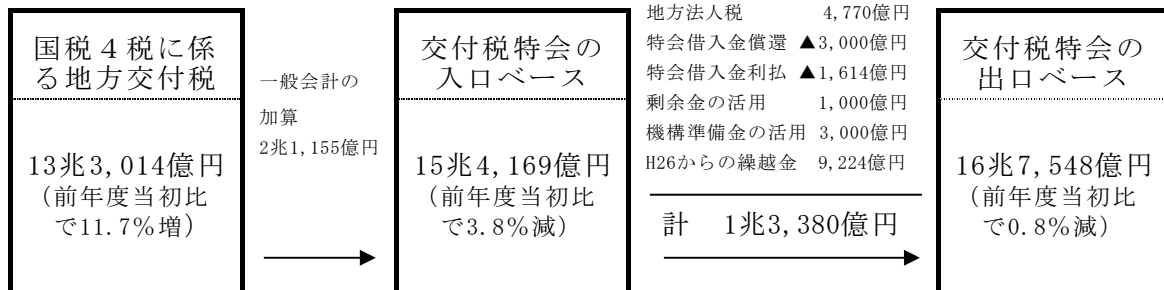
# 地方交付税制度の概要

## 1 地方交付税制度の目的

- **財政調整** → 税源の偏在による地方団体間の財政力格差を是正。
- **財源保障** → 全地方団体が合理的かつ妥当な水準の行政を行えるよう所要財源を確保。

## 2 地方交付税の総額（平成27年度）

一般会計からの加算等により出口ベースの総額を確保（前年度当初比で0.8%減）。  
臨時財政対策債は前年度比で19.1%減。



〔参考〕法定4税の額  
 所得税及び法人税の33.1% + 酒税の50% + 消費税の22.3%  
 ※たばこ税は平成27年度から除外

以上は通常収支分に係るものであり、このほか東日本大震災分に係るものとして、別途、震災復興特別交付税を確保。

## 3 地方交付税の性格

- **地方団体の共有独立財源** → 自治体の財政調整と財源保障のため国が一括徴収する間接徴収形態の地方税。
- **使途に制限のない一般財源** → 国が、交付税の使途を制限したり、条件を付けたりすることは法律で禁止。
- **国と地方の税源配分を補完** → 国と地方の歳入・歳出ギャップ（歳入は国：地方=3：2で歳出は逆）を補完。

## 4 地方交付税の種類

- 普通交付税 → 地方交付税総額の94%
- 特別交付税 → " 6%

## 5 普通交付税の額の決定

### ① 交付額

$$\boxed{\text{交付額}} = \boxed{\text{基準財政需要額 (標準的な財政需要)}} - \boxed{\text{基準財政収入額 (標準的な財政収入)}} = \boxed{\text{財源不足額 (交付基準額)}}$$

### ② 基準財政需要額

各地方団体が自然的・社会的条件に対応して合理的かつ妥当な水準の行政を行うのに必要な一般財源

$$\boxed{\text{基準財政需要額}} = \boxed{\text{単位費用}} \times \boxed{\text{測定単位の数値}} \times \boxed{\text{補正係数}}$$

単位費用 → 測定単位1単位当たりの一般財源の所要額  
 測定単位の数値 → 行政項目ごとに量を測定する数値（例 国調人口、児童数(学校基本調査)等）  
 補正係数 → 団体ごとの自然条件や社会条件の違いによる財政需要の差を反映する係数  
 例 段階補正～地方団体の人口が増加するに従い、行政経費も増加するが、人口が2倍になっても、人口1人当たりの経費が割安となり、行政経費が必ずしも2倍を上回るとは限らないため、その経費の差を反映させる補正（スケールメリットの反映）  
 態容補正～行政の権能差（保健所設置市等）等を反映させる補正

### ③ 基準財政収入額

各地方団体の財政力を合理的に測定するために、標準的な税収入の一定割合により算定された額

$$\boxed{\text{基準財政収入額}} = \boxed{\text{標準的な地方税収入}} \times \boxed{75 / 100} + \boxed{\text{地方譲与税等}}$$

## 6 地方交付税の交付

- 普通交付税 → 当該年度分を4月、6月、9月、11月の年4回に分けて交付。
- 特別交付税 → 当該年度分を12月と（翌年の）3月の年2回に分けて交付。ただし、地方団体の財政運営に著しい影響を及ぼすおそれのある大規模災害等の発生時において、12月と3月の定例の決定・交付とは別に、その都度、特別交付税の額を決定・交付することができる特例を平成23年度から新設。

# 平成27年度 臨時財政対策債発行可能額について

## 1 臨時財政対策債発行可能額の内訳

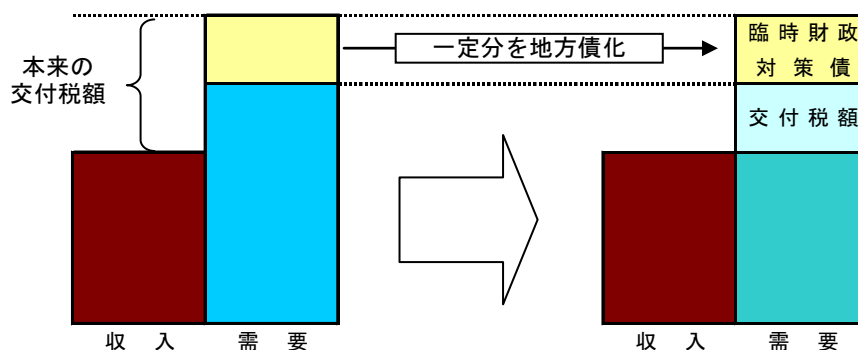
(単位: 百万円、%)

区分	平成27年度	平成26年度	伸率
大都市	66,163	74,322	▲ 11.0
都市	30,215	32,771	▲ 7.8
町村	9,578	10,249	▲ 6.6
計	105,956	117,342	▲ 9.7

(注) 端数処理により、数値が合わないことがある。

## 2 臨時財政対策債の概要

平成27年度において、地方財源の不足に対処するため、地方財政法第5条の特例として発行される地方債（平成13年度から平成26年度までの間においても同様に発行）。なお、その元利償還金については、翌年度以降の基準財政需要額に全額算入する。

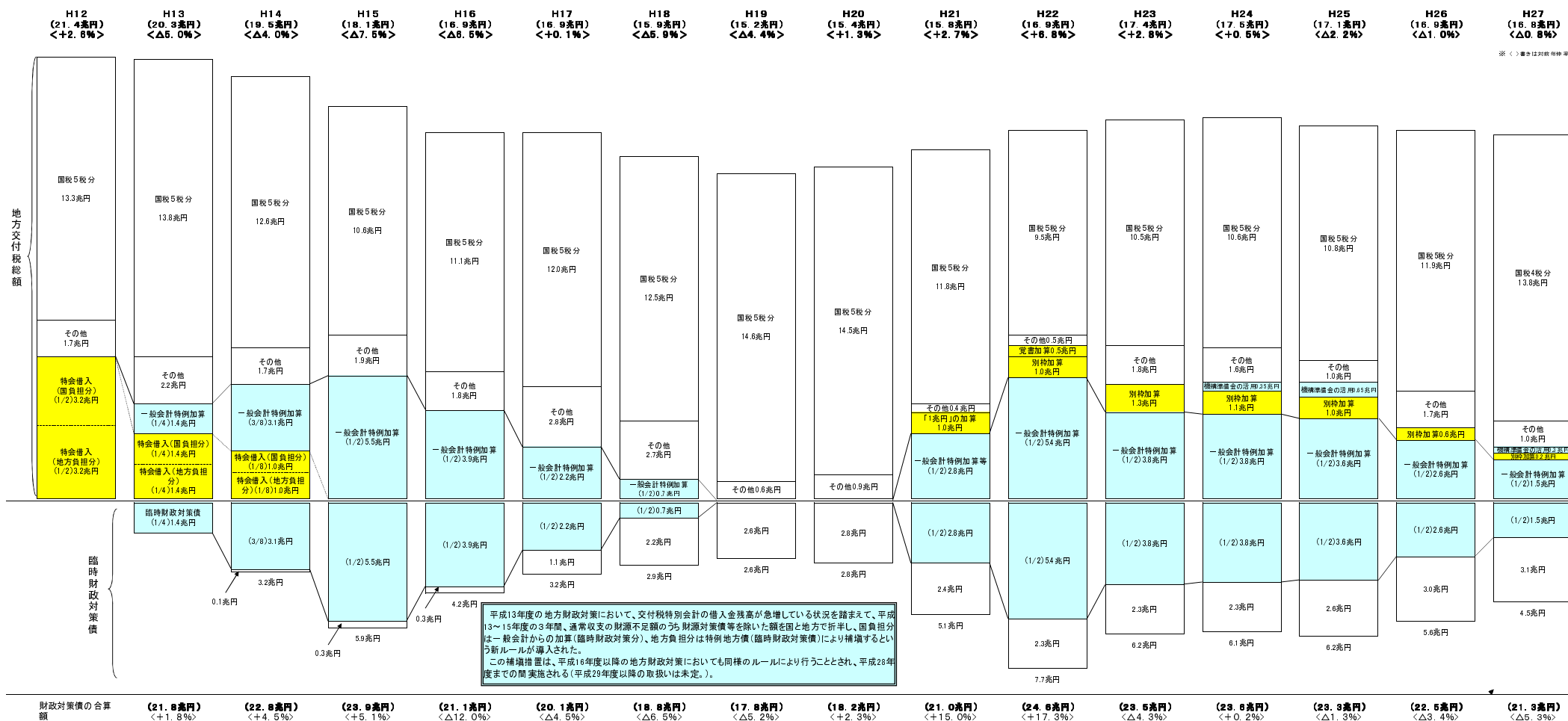


## 3 臨時財政対策債発行可能額の算出方法

財政力の弱い地方公共団体に配慮し、財源調整機能を強化する観点から、平成23年度から段階的に「人口基礎方式」を廃止し、平成25年度に「財源不足額基礎方式」へ完全に移行した。

- ① 人口基礎方式  
全ての地方公共団体を対象とし、各団体の人口を基礎として算出
- ② 財源不足額基礎方式  
人口基礎方式による臨時財政対策債発行可能額を振り替えたときに、財源不足額が生じている計算となる地方公共団体を対象とし、当該不足額を基礎として算出（財政力に応じて逡増）

◆ 地方交付税等総額（当初）の推移（H12～H27）



平成13年度の地方財政対策において、交付税特別会計の借入金残高が急増している状況を踏まえて、平成13～15年度の3年間、通常収支の財源不足額のうち財源対策債等を除いた額を国と地方で折半し、国負担分は一般会計からの加算（臨時財政対策債）、地方負担分は特別地方債（臨時財政対策債）により補填するという新ルールが導入された。  
この補填措置は、平成16年度以降の地方財政対策においても同様のルールにより行うこととされ、平成28年度までの間実施される（平成29年度以降の取扱いは未定。）。

※表示未滿四捨五入の関係で、積み上げと合計が一致しない箇所がある。  
※平成24年度以降は通常収支分。